**所得税の基礎知識**

**2015/12/07**

**倉重税務会計事務所**

**菅野　伶奈**

目　　次

課税所得の範囲

1. 概　要

(1)　　 所得の計算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

(2)　　 所得税の概要図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

1. 種類

(1)　 　利子所得・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

(2)　 　配当所得・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

(3)　 　不動産所得・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

(4)　 　事業所得・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

(5)　 　給与所得・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

(6)　 　退職所得・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

(7)　 　山林所得・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

(8)　　 譲渡所得・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

(8)-1　譲渡所得(総合課税)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

(8)-2　譲渡所得(分離課税)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

(8)-3　居住用の家屋、土地等の譲渡益課税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

(8)-4　居住用財産の買替えの場合の長期譲渡所得の特例・・・・・・・・・14

(8)-5　収用等による譲渡所得の税率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

(9)　 　一時所得・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

(10)　　雑所得・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

　　(11)　　計算過程の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

1. 非課税の所得

(1)　　　所得税法により非課税とされるもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

(2)　　　租税特別措置法により非課税とされるもの・・・・・・・・・・・・・・・・18

(3)　　　その他の法律により非課税とされるもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

1. 概要

(1) 所得の計算

1年間に得た収入から、非課税所得を除いて、その収入を各種所得に分類し、それぞれの所得ごとに収入金額から必要経費を控除する。「各種所得の金額」を一定の順序により損益通算し、この金額から純損失と雑損失の繰越控除を行い、その金額から所得控除額を差し引いたものが課税所得金額になり、課税所得金額に税率を乗じて所得税額が計算される。

所得税額から各種税額控除を差し引き、復興特別所得税を加算した上で、源泉徴収税額、予定納税額を控除して所得税の納付(還付)税額を計算する。

所得控除

・社会保険料

・国民年金

・国民年基金

・小規模共済掛金

・401K(確定拠出年金)

　(小規模企業共済等掛金控除の欄に記載)

・寄付金(ふるさと納税等)

総収入金額

所　　　得

　　　(－)

必要経費

　　　(－)

　　　(－)

所得控除

　　　(＝)

|  |  |
| --- | --- |
| 課税される所得金額　 | 税率 |
| 195万円以下の金額 | 5％ |
| 330万円以下の金額 | 10％ |
| 695万円以下の金額 | 20％ |
| 900万円以下の金額 | 23％ |
| 1,800万円以下の金額 | 33％ |
| 4,000万円以下の金額 | 40％ |
| 4,000万円超の金額 | 45％ |

差引金額

課税所得

　　　(×)

税　　　率

　　　(＝)

税額控除

・配当控除

・住宅借入金等特別控除

・住宅耐震改修特別控除

　(住宅耐震改修工事)

・住宅特定改修特別税額控除

　(バリアフリー、省エネ改修工事)

・認定住宅新築等特別税額控除

　(認定(長期優良)住宅の新築等を行った場合)

・政党等寄付金特別控除

　(政党、政治資金団体に政治献金をした場合、寄付金控除か、税額控除のいずれか有利な方を選択できる)

税　　　額

　　　(－)

税額控除

　　　(－)　　　　　　　　　　　　　(－)

源泉徴収税額

予定納税

　　　(＝)

納付税額

(2) 所得税の概要図

申告納税額の計算

所得税額の計算

課税所得金額の計算

各所得の金額の計算

非課税所得

課税所得

所得金額の合計額

雑損控除

所得控除

(1)

利子所得

医療費控除

社会保険控除

(2)

配当所得

小規模企業共済等掛金控除

生命保険料控除

地震保険料控除

(3)

不動産所得

寄付金控除

障害者控除

寡婦(夫)控除

(4)

事業所得

勤労学生控除

配偶者(特別)控除

扶養控除

(5)

給与所得

基礎控除

0

課税所得金額

(6)

退職所得

配当控除

税額控除

所得税額

(7)

山林所得

住宅ローン控除

災害減免額

 ×

その他の税額控除

(8)

譲渡所得

 税率

(＋)復興特別所得税(2.1％)

(－)外国税額控除

(－)源泉徴収税額

(－)予定納税

申告納税額

基準所得税額

(9)

一時所得

(10)

雑所得

1. 所得の種類

(1)　利子所得

利子所得とは、預貯金や公社債の利子並びに合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収入の配分に係る所得をいう。

また、利子所得のほとんどは、支払を受ける際、所得税15.315％と地方税5％の税額が源泉徴収され納税が完結する(源泉分離課税)ため、確定申告をすることができない。

利子所得として申告しなければならないのは、海外の金融機関に預け入れていた預金や海外で発行された公社債等に係る利子で、日本の所得税が源泉徴収されていない利子等である。

・利子所得の計算式

|  |
| --- |
| 利子所得の金額　＝　収入金額 |

利子所得の分類表

|  |  |
| --- | --- |
| 所得区分 | 所得の例示 |
| 利子所得となるもの | 申告必要 | ・海外の金融機関の預金利子・海外で発行された公社債の利子、公社債投資信託等の収益の分配金で所得税が源泉徴収されていないもの・世界銀行債等の所得税が源泉徴収されない利子 |
| 申告不要 | ・所得税が源泉徴収されている預貯金や公社債の利子並びに合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配金等 |
| 利子所得とならないもの | 非課税 | ・当座預金の利子・障害者等の少額預金の利子等・障害者等の少額公債の利子・勤労者財産形成住宅貯蓄の利子・特定寄附信託契約による信託財産につき生ずる公社債の利子等・納税準備預金の利子 |
| 雑所得 | ・知人、友人からの貸金利息・学校債、組合債の利子・役員等が受ける勤務先預金の利子 |
| 事業所得 | ・事業上の貸付利息 |

(2)　配当所得

配当所得とは、株主や出資者が法人から受ける配当や投資信託及び特定目的信託の収益の分配などの所得をいう。

配当に対する課税関係

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 配当金の区分 | 課税方式 | 源泉徴収税率 |
| 所得税 | 住民税 |
| 上場株式等の配当(大口個人株主が内国法人から支払を受ける配当金を除く) | 選択 | 申告不要 | 所得税15.315％住民税　5％　　　　　 |
| 申告分離課税 |
| 総合課税 |
| 非上場株式等の配当金大口個人株主の配当金 | 少額配当 | 選択 | 申告不要 | 総合課税 | 所得税20.42％住民税0％ |
| 総合課税 |
| 上記以外の配当 | 総合課税 |

・配当所得の計算式

|  |
| --- |
| 配当所得の金額　＝　収入金額　－　株式など取得するための借入金の利子 |

(3)　不動産所得

不動産所得とは、不動産、不動産の上に存する権利、船舶又は航空機の貸付けによる所得をいう。なお、不動産の貸付けによる所得は、事業として行われている場合であっても、事業所得とならず不動産所得となる。

|  |  |
| --- | --- |
| 不動産所得 | 事業所得又は雑所得 |
| ・アパートや貸家の家賃収入・地上権、借地権などの貸付け、設定による収入・広告等のため、家屋の屋上や側面などを使用させる場合の賃貸収入・総トン数20トン以上の船舶の貸付収入・航空機の貸付けなど | ・賄いつき下宿収入・ホテル事業による収入・時間貸し駐車場の収入・自転車預り業の収入・定期よう船、公開よう船契約で船員とともに貸し付けるときの収入・総トン数20トン未満の船舶の貸付収入 |

事業的規模の判定基準

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 貸付規模 |
| 建物 | ・貸間、アパート等の独立した室数が、おおむね10室以上・独立した家屋の貸家数が、おおむね5棟以上 |
| 土地 | ・土地、駐車場の契約件数が、おおむね50件以上(1室の貸付けに相当する土地の契約件数をおおむね5権として判定) |

※『事業的規模』か『事業的規模に至らない(業務的規模)』かにより不動産所得の金額の計算における『資産損失』、『事業専従者給与』、『青色申告特別控除』等の取扱いが異なる。

・不動産所得の計算式

|  |
| --- |
| 不動産所得の金額　＝　総収入金額　－　必要経費　－　(青色申告特別控除額) |

事業用固定資産の損失の取扱いの概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 資産損失の取扱い | 事業的規模 | 業務的規模 |
| 災害 | 取壊し、除去、滅失、盗難、横領等 | 災害、盗難、横領 | 取壊し、除去、滅失等 |
|  |  |  | ↓　　選択　　↓ |  |
| 損失の取扱い | 必要経費に算入 | 雑損控除 | 不動産所得の金額を限度に必要経費に算入 |
| 繰越控除 | 青色申告 | 純損失の繰越し控除 | 雑損失の繰越控除 |  |
| 白色申告 |  |  |  |

事業規模と業務的規模の経費の取扱い

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 事業的規模 | 業務的規模 |
| 青色事業専従者給与 | 必要経費 |  |
| 事業専従者控除 |
| 青色申告特別控除 | 最高65万円 | 最高10万円 |
| 貸倒損失 | 回収不能が生じた年分の必要経費 | その収入が生じた年分にさかのぼって収入金額がなかったものとみなす(更正の請求の対象) |
| 貸倒引当金 | 一括評価債権 |  |  |
| 個別評価債権 | 必要経費 |

(4)　事業所得

事業所得とは、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業で対価を得て継続的に行う事業から生ずる所得をいう。

 ・事業所得の計算式

|  |
| --- |
| 事業所得の金額　＝　総収入金額　－　必要経費　－　(青色申告特別控除額) |

(5)　給与所得

給与所得とは、俸給、給与、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与による所得をいう。また、事業専従者控除額や使用者が支出する交際費、接待費等のうち役員又は使用人に対して支給するものなども給与所得とみなされる。

・給与所得の計算式(原則)

|  |
| --- |
| 給与所得の金額　＝　収入金額　－　給与所得控除額 |

なお、その年中の特定支出の額の合計額が給与所得控除額の2分の1(最高125万円)を超える場合は下記のような計算式になる。

|  |
| --- |
| * その年中の給与等の収入金額が1,500万円以下の場合

給与所得の金額＝収入金額－(特定の支出の額の合計額＋給与所得控除額×1/2)* その年中の給与等の収入金額が1,500万円を超える場合

給与所得の金額＝収入金額　－(特定支出の額の合計額＋120万円) |

・収入金額

　収入金額には金銭で支給されるもののほか、商品などのむしょう又は低額での譲受けや、土地や建物などのむしょう又は低い使用料での借受けによる経済的利益なども含まれる。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 課税 | 非課税 |
| 通勤手当 | 右記の金額を超える部分 | 運賃相当額(最高月10万円) |
| 香典、見舞金、祝い金等 | 社会通念上相当な金額 |
| 宿直料、日直料 | 原則、勤務1回につき支給する金額のうち4,000円までの部分 |
| 食事の支給 | 原則課税 | 食事価額の半額以上を自己負担し、使用者の月額負担額が3,500円以下の場合 |
| 商品の値引き販売 | 値引き販売額が原価以上で販売価額の70％以上の場合 |
| 交際費の支給 | 業務使用の事績が明らかなもの |

(6) 退職所得

退職所得とは、退職手当、一時恩給その他の退職によって一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与による所得をいう。また、社会保険制度などにより退職に起因して支給される一時金、適格退職年金契約に基づいて支給を受ける退職一時金なども退職所得になる。

退職所得は、他の所得と区分して税額を計算し、支給者がその税額を源泉徴収するため、原則として確定申告は必要ないが、『退職所得の受給に関する申告書』を提出していない場合は、支給額の20.42％が源泉徴収されるので確定申告により、税額を精算することになる。

・退職所得の計算式

|  |  |
| --- | --- |
| 特定役員退職手当等以外 | (収入金額　－　退職所得控除額)　×　1/2 |
| 特定役員退職手当等 | 収入金額　－　退職所得控除額 |

退職所得控除額の計算表

|  |  |
| --- | --- |
| 勤続年数 | 退職所所得控除額 |
| 20年以下 | 勤続年数　×　40万円(80万円未満の場合には80万円) |
| 20年超 | (勤続年数　－　20年)　×　70万円　＋　800万円 |

(7) 山林所得

山林所得とは、山林(立木)を伐採又は譲渡した所得をいう。また、分収造林契約又は分収育林契約に基づく分収金や生産森林組合に基づく従事分量分配金など一定のものも山林所得となる。

・山林所得の計算式

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 総収入金額 | － | 必要経費 | － | 森林計画特別控除額 | － | 特別控除額(50万円) | － | 青色申告特別控除額 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

山林所得とならない譲渡の例示

|  |  |
| --- | --- |
| 山林所得とならない譲渡の例示 | 所得金額 |
| 保有期間が5年以内の山林(立木)の譲渡 | 雑所得 |
| 山林の売買を業とする者の譲渡 | 事業所得 |
| 山林を譲渡した時の土地部分の譲渡 | 分離課税の土地等の譲渡所得 |
| 山林を伐採し、製材して譲渡 | 伐採までの所得が山林所得、製材から販売までの所得が事業所得 |

(8) 譲渡所得

譲渡所得とは、資産の譲渡による所得をいう。

所と所得とされる資産の譲渡には、売買のほか交換、競売、公売、収用、物納、代物弁済、財産分与、寄付等が含まれるだけでなく、法人に対する贈与又は遺贈などについても譲渡があったものとみなされ譲渡所得になる。これに対して、資産の譲渡があっても一定の場合には、譲渡所得にならないものもある。

譲渡所得の区分

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 譲渡資産 | 種類 | 所得区分 | 課税方式 |
| 書画、骨董品、美術品、金地金、土石・砂利、立木等 | 動産 | 総合譲渡所得 | 総合課税 |
| ゴルフ会員権、特許権、漁業権、借家権、 | 権利 |
| 土地(借地権を含む)、建物、構築物等 | 不動産 | 分離課税の譲渡所得 | 申告分離課税 |
| 上場株式、同族会社株式、出資金等 | 有価証券 | 株式等に係る譲渡所得 | 申告分離課税 |
| 源泉分離課税 |

みなし譲渡…下記のものは譲渡があったとみなされ譲渡所得となる。

|  |
| --- |
| ・法人に対する贈与又は遺贈・限定承認に係る相続又は包括遺贈・法人に対する著しく低い価額による譲渡 (著しく低い価額＝通常の取引価額(時価額)の1/2に満たない金額)・建物又は構築物の所有を目的とした一定額以上の権利金を収受する地上権若しくは賃借権又は地役権の設定・資産が消滅することによる保証金等の受領・1億円以上の有価証券等を所有等している移住者が、国外転出する場合又は国外に移住する親族等に有価証券等の贈与等を行う場合 |

総合課税、分離課税の図解

代表例

・ゴルフの会員権の譲渡

・事業用資産の

短期譲渡所得

取得日からの保有期間が5年以内

総合課税の譲渡所得

長期譲渡所得

取得日からの保有期間が5年超

その年の1月1日において所有期間が5年以内

譲渡所得

短期譲渡所得

分離課税の譲渡所得

その年の1月1日において所有期間が5年超

長期譲渡所得

代表例

・土地・建物の譲渡

・株式等の譲渡

譲渡所得とならない資産の例示とその所得区分

|  |  |
| --- | --- |
| 譲渡する資産の種類 | 所得区分 |
| 棚卸資産及びこれに準ずる資産 | 事業所得、不動産所得又は雑所得となる業務に係る棚卸資産 | 事業所得、不動産所得又は雑所得 |
| 取得価額が10万円未満の少額減価償却資産又は使用可能期間が1年未満の減価償却資産 |
| 一括償却資産の必要経費算入の適用を受けた減価償却資産(少額重要資産を除く) |
| 営利を目的として継続的に譲渡される資産 |
| 山林 | 取得した日から5年を超えて譲渡 | 山林所得 |
| 取得した日から5年以内に譲渡 | 事業所得又は雑所得 |
| 金銭債権 |

譲渡所得の非課税項目

|  |
| --- |
| ・生活用動産の譲渡による所得・資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難な場合における、強制換価手続による資産の譲渡による所得・公社債等の譲渡による所得・国や地方公共団体に対して財産を寄附した場合の譲渡所得・公益法人に対して財産を寄附した場合で、国税庁長官の承認を受けた譲渡・相続財産を物納したことによる譲渡所得 |

※平成16年分以降の所得から土地・建物の譲渡所得から生じた損失をそれ以外の他の所得(不動産所得や給与所得など)との損益通算及び次期繰越が認められないこととなりました。しがって土地・建物の譲渡所得から生じた損失は建物の譲渡所得から生じた譲渡益とは通算できますが、他の所得との通算及び次期以降への繰越はできないことになります。

(8)-1 譲渡所得(総合課税)

・対象

土地・建物・株式等以外の資産を売却した場合の譲渡所得。ゴルフ会員権・書画・骨董品・自動車・事業用の車両、備品等の売却が対象。

・総合譲渡所得は、原則として譲渡する資産の取得日の日から譲渡した日までの保有期間に応じて『短期譲渡所得』と『長期譲渡所得』に区分される。保有期間が5年以内であれば短期譲渡所得、5年超は長期譲渡所得となる。特定の資産(自作の特許権・実用新案権・著作権・採掘権・工業所有権・育成者権等)は所有期間にかかわらず長期譲渡所得となる。

　　　　　・総合課税の譲渡所得の計算式

|  |
| --- |
| 長期譲渡益　＝　(譲渡収入　－　取得費　－　譲渡経費)短期譲渡益　＝　(譲渡収入　－　取得費　－　譲渡経費)総合課税の譲渡所得の金額＝　長期譲渡益　＋　短期譲渡益　－　特別控除額(50万円) |

　　　　　※50万円の特別控除は短期より控除す、短期・長期の合計限度額です。

　　　　　※短期は全額、長期は1/2が総合課税の対象となる。

(8)-2 譲渡所得(分離課税)

　　　　　・対象

 　　　　　土地・建物等を売却した場合の譲渡所得。

　　　　　・譲渡した年の1月1日において、譲渡資産の所有期間が5年を超えるものについては『分離課税の長期譲渡所得』、5年以下のものを『分離課税の短期譲渡所得』として区分する。

　　　　　・土地建物等の譲渡所得の計算式

|  |
| --- |
| 土地建物等の譲渡所得　＝　収入金額　－　(取得費　－　譲渡費用)　－　特別控除額 |

　　　　　※取得費を証明できない場合は売却代金の5％を概算取得費とする。

　　　　　※固定資産税・都市計画税はその年の1月1日の所有者に課税されるので買手から期間按分で収受した固定資産税は譲渡収入となる。

　　　　　※建物の取得費は未償却残高とする。

　　　　　※譲渡費用には仲介手数料・登記費用・印紙代・測量費・取壊し費用・解約違約金等譲渡に直接必要と認められる費用。

　　　　　※譲渡収入の按分基準は土地(路線価)、建物(固定資産評価額)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 譲渡所得区分 | 資産の取得日 | 適用される税率 |
| 分離短期譲渡所得 | 一般分 | 平成22年1月1日以降に取得した土地建物等 | 一律30％　(9％) |
| 軽減分 | 優良宅地等譲渡の特例一律15％　(5％) |
| 分離長期譲渡所得 | 一般分 | 平成21年12月31日以前に取得した土地建物等 | 一律15％　(5％) |
| 特定分 | 優良宅地等譲渡の特例課税譲渡所得金額≦2,000万円の部分10％　(4％)課税譲渡所得金額＞2,000万円の部分15％　(5％) |
| 軽課分 | 平成16年12月31日以前に取得した土地建物等 | 居住用財産譲渡の特例課税譲渡所得金額≦6,000万円の部分10％　(4％)課税譲渡所得金額＞6,000万円の部分15％　(5％) |

(8)-3 居住用の家屋、土地等の譲渡益課税

　居重要の3,000万円の特別控除は所有期間に関わらず適用される。

　※その年の1月1日において10年を超える土地建物等の譲渡については軽減税率の適用がある。

　※譲渡損失は損失計算明細書を確定申告書に添付することにより3年間の繰越ができる。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 課税長期譲渡所得 | 所得税 | 住民税 |
| 譲渡所得　－　特別控除額　　　　　　　　　　(3,000万円) | 6,000万円以下の部分　10％ | 4％ |
| 6,000万円超の部分　　15％ | 5％ |

　 (8)-4 居住用財産の買替えの場合の長期譲渡所得の特例

　　　　　　要件1.　家屋及びその敷地を居住用に供していたこと

 2. 住まなくなってから3年を経過する年の12月31日までの譲渡であること

 3.　譲渡先は配偶者、直系血族、生計を一にする親族等がいないこと

　　　　　　※所在地は国内に限る

　　　　　　※所有期間はその年の1月1日において10年超

　　　　　　※住宅借入金の残高は不要

　　　　　　※敷地面積の範囲なし

　　　　　　※買い換え資産は譲渡年の前の前年から翌年末までに取得

　　　　　　※住宅借入金等特別控除との重複適用不可

　　(8)-5　収用等による譲渡所得の税率

|  |
| --- |
| 分離長期(短期) 譲渡所得の金額＝　補填金等の額　－　譲渡資産の取得費　－　譲渡費用　－　特別控除額 |

 ※特別控除の最高額5,000万円

　　　　　※収用の譲渡は最初に買取の申し出を受けた日から6カ月以内の譲渡に限る。

(9) 一時所得

一時所得とは、営業を目的とする継続的行為から生じた所得以外の臨時、偶発的な所得で、労務やその他の役務又は資産の譲渡による対価として性質を有しないものをいう。

|  |
| --- |
| ・賞金や懸賞当せん金(業務に関して受けるものを除く)・競馬や競輪の払戻金(営利を目的とする継続的行為から生じたものを除く)・生命保険契約等の一時金(業務に関して受けるものを除く)・労働基準法第144条(付加金の支払)の規定により支払いを受ける不加金・損害保険契約や建物更生共済等の満期返戻金、一定の共済金及び解約返戻金・法人から贈与された金品(業務に関して受けるもの、継続的に受けるものを除く)・借家人の受け取る立退料(譲渡所得となるものを除く)・売買契約の解除に伴い取得する違約金(業務に関して受けるものは除く)・遺失物拾得者や埋蔵物発見者の受ける報労金や新たに所有権を取得する資産・地方税法の規定により交付を受ける報奨金(業務に関して受けるものは除く)・時効により取得した資産・遺族が受ける給与等、公的年金等、退職年金等で相続税の規定で相続税の計算に算入されなかった所得(例えば、死亡後3年経過後に確定した退職金等)・退職金共済契約等若しくは退職年金契約に基づいて支払われる一時金で退職所得とみなされないもの |

　　　　　・一時所得の計算式

|  |
| --- |
| 一時所得の金額＝　総収入金額　－　収入を得るために支出した金額　－特別控除額　×1/2 |

(10) 雑所得

雑所得とは、他の9種類の所得のいずれにも当てはまらない所得をいい、年金や恩給などの公的年金等、非営業用賃金の利子、著述家や作家以外の人が受ける原稿料や印税、公演料や放送謝金による所得などが該当する。

・雑所得の区分

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 課税方式 | 所得の例示 |
| 確定申告するもの | 総合課税 | 公的年金等 | ・国民年金法、厚生年金保険法、公務員等の共済組合法などの法律の規定に基づいて支払われる老齢基礎年金、老齢厚生年金等・確定居室年金法の老齢給付金として支給されている年金、適格退職年金等の企業年金・外国の法令に基づく社会保険制度に類する年金 |
| 公的年金等以外のもの | ・法人の役員等の勤務先預け金の利子・いわゆる学校債、組合債等の利子・公社債の償還差益又は発行差益・還付加算金・人格のない社団等から受ける収益分配金・株主等である地位に基づき受ける経済的な利益(株主優待等)・生命保険契約、損害保険契約等に基づく年金・給与所得者が受ける支度金、引抜料、契約金・海外の証券会社等と直接相対でFX取引を行った場合の所得・自己の職務に関連して取引先等から所得する金品・事業所得から生じたと認められない次の所得

|  |
| --- |
| ・動産の貸付けによる所得・工事所有権の使用料に係る所得・温泉を利用する権利の設定による所得・現行、さし絵、作曲、デザインの報酬、放送謝金、著作権の使用料又は講演料等に係る所得・著採石権、鉱業権の貸付けによる所得・金銭の貸付けによる所得・保有期間が5年以内の山林の伐採、譲渡による所得 |

 |

※商品先物取引、外国為替証拠金取引(FX取引)による所得は申告分離課税方式により確定申告を行う。

　　　　※定期積立金の給付補填金、抵当証券の利息、割引債の償還差益等は源泉便り課税方式により、確定申告は行わない。

・公的年金等の雑所得の計算式

|  |
| --- |
| 公的年金等の雑所得の金額　＝　収入金額　－　公的年等控除額 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 公的年金等の収入金額A | 公的年金等に係る雑所得の金額 |
| 65歳未満 | 130万円以下130万円超　　　410万円未満410万円以上 770万円未満770万円以上 | A　－　70万円　(赤字の場合は、0)A　×　75％　－　37.5万円A　×　85％　－　78.5万円A　×　95％　－155.5万円 |
| 65歳以上 | 330万円以下330万円超　　　410万円未満410万円以上 770万円未満770万円以上 | A　－　120万円　(赤字の場合は、0)A　×　75％　－　37.5万円A　×　85％　－　78.5万円A　×　95％　－155.5万円 |

　　　　・公的年金等以外の雑所得の計算式

|  |
| --- |
| 公的年金等以外の雑所得の金額　＝　総収入金額　－　必要経費 |

　　　　・先物取引に係る雑所得の計算式

|  |
| --- |
| 先物取引に係る雑所得等の金額　＝　総収入金額　－　必要経費 |

　(11) 所得税計算過程の流れ

申　　告　　納　　付　　税　　額

源　　泉　　徴　　収　　税　　額

税　　　額　　　控　　　除　　　額

算　　　　出　　　　税　　　　額

課税総所得金額

損　　益　　通　　算

所　　　　得　　　　控　　　　除

総　所　得　金　額

総　合　課　税

利子所得

配当所得

不動産所得

事業所得

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　×税率

給与所得

譲渡所得

一時所得

雑所得

課税

山林

分　離　課　税　等

山林所得

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　×税率

課税退職

課税

分離

課税

分離

課税

分離

課税

分離

課税

分離

退職所得

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　×税率

土地建物等の短期譲渡所得

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　×税率

土地建物等の長期譲渡所得

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　×税率

上場株式等の配当所得

損益通算

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　×税率

株式等の

譲渡所得

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　×税率

先物取引に係る雑所得等

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　×税率

1. 非課税の所得一覧

(1) 所得税法により非課税とされるもの

1. 当座預金の利子
2. 相続、贈与又は個人からの贈与による所得
3. 増加恩給・傷病賜金・遺族年金・障害者年金
4. 生活用動産の譲渡によって生ずる所得(ガレージセール、ネットオークション)

※貴金属、美術品で1個又は1組の価額が30万を超えるものは譲渡所得に該当

1. 損害保険金、損害賠償金、慰謝料(交通事故の慰謝料や見舞金)
2. 葬祭料、香典など
3. 障害者等の少額預金の利子所得等
4. 文化功労者が受ける年金、ノーベル賞などの金品
5. 学資金及び法定扶養料
6. 資力をなくし、債務の弁済が著しく困難な者の強制換化価手続等による資産の譲渡
7. 給与所得者の受ける職務上必要な給付
8. オリンピック及びパラリンピックの成績優秀者に交付される金品

(2) 租税特別措置法により非課税とされるもの

1. 障害者等の少額公債の利子
2. 納税準備預金、勤労者財産形成住宅貯蓄・年金貯蓄の利子所得等
3. 特定寄付信託契約による信託財産につき生ずる公社債の利子等
4. 全国健康保険協会等の被保険者が受ける附加的給付等
5. 一定の要件を満たすストックオプションの権利行使に係る経済的利益
6. 一定の公社債等の譲渡による所得
7. 国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等
8. 国等に対して重要文化財等を譲渡した場合の譲渡所得等
9. 相続した財産を物納した場合の譲渡所得及び山林所得
10. 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得

(3) その他の法律により非課税とされるもの

1. 雇用保険法の失業給付
2. 雇用対策法により支給される職業転換給付金
3. 健康保険法(第62条)、介護保険法(第26条)、国民健康保険法(第68条)により支給される保険給付
4. 厚生年金保険法の遺族年金、障害手当金等の保険給付
5. 国民年金保険法(第25条)の給付
6. 労働者災害補償保険法(第57条)により支給される保険給付
7. 生活保護法(第57条)により支給される保護金品
8. 自動福祉法(第57条の5)、児童手当法(第16条)により支給される金品
9. 母子保護法により支給される未熟児の養育医療費又は金銭の給付等
10. 災害弔慰金の支給関する法律により支給を受ける災害弔慰金
11. じん肺法により支給を受ける転換手当
12. 当せん金付証票(宝くじ)法の当せん金品
13. スポーツ振興投票の実施等に関する法律による払戻金(サッカーくじ)
14. 証人等の被害についての給付に関する法律により支給を受ける金品
15. 確定拠出年金法の給付のうち障害給付金
16. 児童手当法により支給される児童手当
17. 臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特別給付金

出典

確定申告の記載チェックポイント　著者：天池　建治、五関　幸子、中澤　廣

https://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1135.htm

http://kurashige.ec-net.jp/manual.html